

## 4.10 生態系

### 4.10.1 調査の方法

生態系に係る調査項目は、①地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定、②地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出、③着目種の生態、④着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係、⑤着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況（地形、地質、土壌、水環境等の環境）とする。

生態系に係る調査の方法は表4.10-1に示すとおりである。

表 4.10-1 調査の方法（生態系）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定 ・環境単位の区分 ・環境単位ごとの種の構成 ・環境単位相互の関係及び周辺環境との関係	現調査	地査 地形・土壌（4.7 地盤）、水象（4.6 水象）、植生（4.9 植物）等の調査結果を解析し、調査地域の環境単位の現況を把握する。	「4.8 動物」、「4.9 植物」の調査地域に準じ、計画区域及びその周辺約200mの範囲とする。	「4.8 動物」、「4.9 植物」の調査期間・頻度に準ずる。
②地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出 ・上位性 ・典型性 ・特殊性	現調査	地査 設定した環境単位の区分を考慮し、「4.8 動物」における動物相の調査結果、「4.9 植物」における植物相の調査結果を参考に着目種を選定する。		
③着目種の生態 ・一般的な生態	現調査	地査 既存資料等を基に繁殖行動、採餌行動等について一般的な知見を整理する。 なお、行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度を把握し、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度を把握する。		
④着目種と関係種との関係 ・関係種の個体数 生息・生育密度等 ・食物連鎖等の関係	現調査	地査 着目種の生息・生育に影響を与える動物・植物について、「4.8 動物」、「4.9 植物」の調査結果から、個体数、生息・生育密度について、できる限り定量的に把握する。また、生物種間相互関係を推測し、食物連鎖図を作成する。		
⑤着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	現調査	地査 着目種等の生息・生育環境の一般的な条件（地形、地質、土壌、水環境等の環境）を把握する。		

#### 4.10.2 予測・評価の方法

生態系に係る予測、評価の方法は表4.10-2に、環境の保全に関する配慮方針は表4.10-3に示すとおりである。

表 4.10-2 予測・評価の方法（工事、存在・供用：生態系）

予測事項	工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響 (工事の実施及び造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度)
予測方法	事業計画、調査結果の重ね合わせによる推定、類似事例又は学識経験者の意見等に基づく推定により予測する。
予測地域・地点	予測地域・地点、計画区域及びその周辺 200m の範囲とする。
予測対象時期	工事による影響が最大となる時期及び施設の供用が定常状態に達した時期とする。
評価方法	<影響の回避・低減の観点> 生態系への影響が事業者等により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。

表 4.10-3 環境の保全に関する配慮方針（生態系）

区分	環境の保全に関する配慮方針
工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全すべき動物種については、計画区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。</li> <li>・ 工事に伴う騒音、振動及び夜間工事の際の照明等の軽減を必要に応じて検討する。</li> <li>・ 濁水については、仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。</li> <li>・ 公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。</li> <li>・ 計画区域内で保全すべき動物や植物が確認された場合は、必要に応じて適地に移動、移植するなど、環境保全措置を検討する。</li> </ul>

## 4.11 景観

### 4.11.1 調査の方法

景観に係る調査項目は、①景観資源の状況、②主要な眺望地点の状況、③主要な眺望景観、④その他の予測・評価に必要な事項（地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地利用の状況）とする。

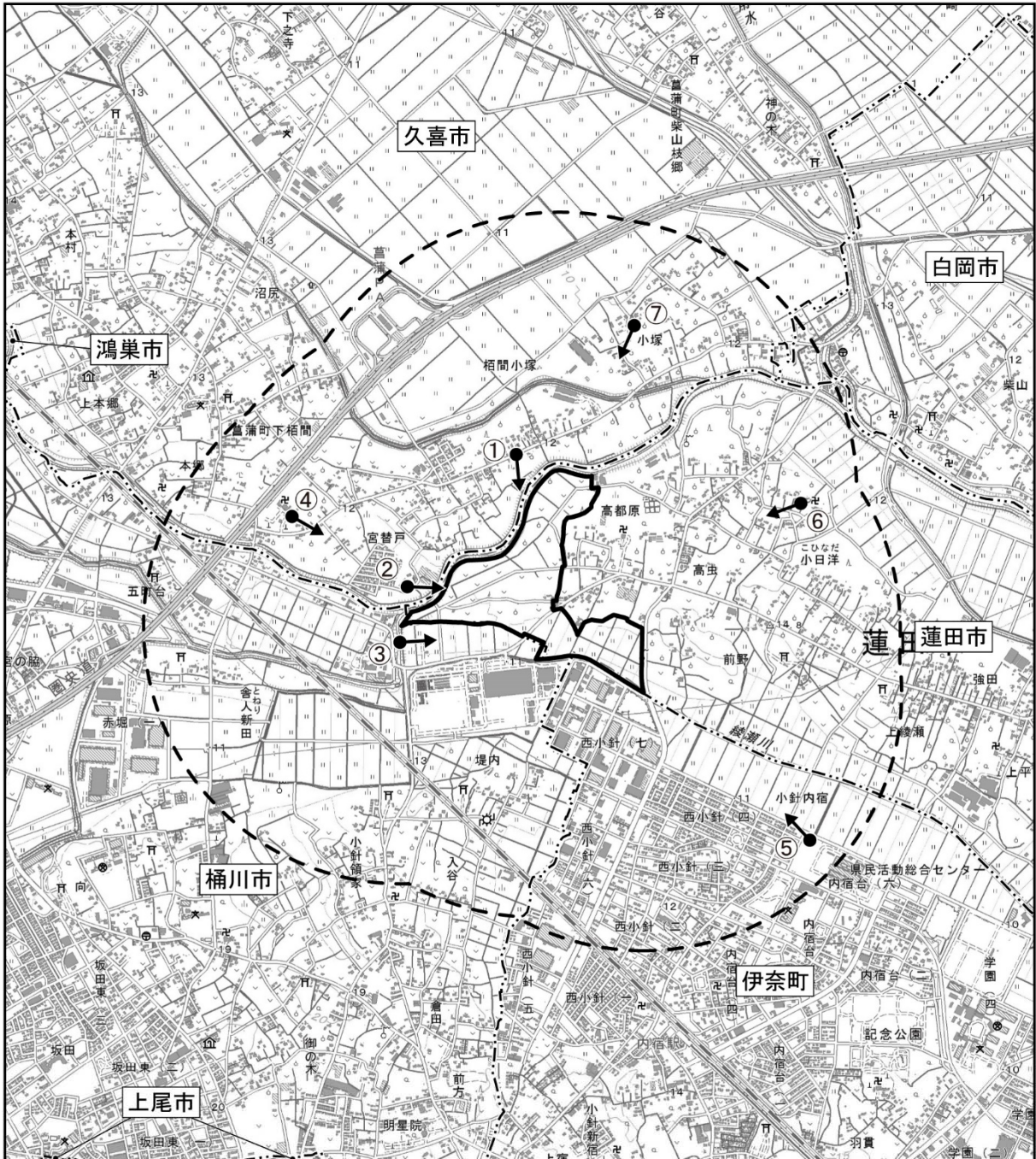
景観に係る調査の方法は表4.11-1に、現地調査地点の選定理由は表4.11-2に示すとおりである。また、調査地域及び調査地点は図4.11-1に示すとおりである。




表 4.11-1 調査の方法（景観）

調査項目	調査方法		調査地点	調査期間・頻度
①景観資源の状況 ・自然的景観資源 ・歴史的景観資源	既存資料調査	観光パンフレット等の整理及び解析を行う。	計画区域及びその周辺 1km の範囲とする。	最新の資料とする。
	現地調査	既存資料調査で抽出した景観資源について景観資源の範囲、規模、特徴、周囲からの見え方等について適宜写真撮影を行う。	計画区域内とする。	1回調査する。
②主要な眺望地点の状況 ・眺望地点の位置	既存資料調査	観光パンフレット等の整理及び解析を行い、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等を調査する。	計画区域及びその周辺 1km の範囲とする。	最新の資料とする。
③主要な眺望景観 ・眺望の構成要素の状況	現地調査	主要な眺望地点において、写真撮影を行い、構成、構図、印象、計画区域の見え方、特性（眺望が開けているか、特定の景観資源があるか等）を把握する。	主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は7地点とする。	4季（春、夏、秋、冬）とする。
④その他の予測・評価に必要な事項 ・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用の状況	既存資料調査	「土地利用現況図」（埼玉県）、「地形図」等の整理及び解析を行う。	計画区域及びその周辺 1km の範囲とする。	最新の資料とする。

表 4.11-2 景観の現地調査地点の選定理由

地点名		計画区域敷地境界からの距離	選定理由
①	計画区域近傍北側集落	計画区域北側 約 140m	本地点は計画区域近傍にある久喜市菖蒲町下栢間の集落内であり、計画区域を見通すことができる居住空間であるため選定した。
②	計画区域近傍西側集落	計画区域西側 約 100m	本地点は計画区域近傍にある久喜市菖蒲町下栢間の集落内であり、計画区域を見通すことができる居住空間であるため選定した。
③	備前堤	計画区域西側 約 80m	本地点は堤防となっており、蓮田市の観光の名所としても挙げられており、不特定多数の人が訪れる場所であるため選定した。
④	幸福寺	計画区域西側 約 680m	本地点は墓地が併設された寺院であり、地域住民が利用する地点であるため選定した。
⑤	県民活動総合センター	計画区域南東側 約 860m	本地点は体育館やグラウンドがあるスポーツ施設として利用されている他、講演会の開催や宿泊施設等としても利用されており、不特定多数の人が利用する場所であるため選定した。
⑥	天照寺	計画区域東側 約 560m	本地点は墓地が併設された寺院であり、地域住民が利用する地点であるため選定した。
⑦	久喜市菖蒲町柴山枝郷 (南側)	計画区域北東側 約 580m	本地点は久喜市菖蒲町柴山枝郷の集落内であり、地域住民の居住空間であるため選定した。



- 凡 例
-  計画区域
  -  市町界
  -  計画区域外周より半径1.0km
  -  調査地点

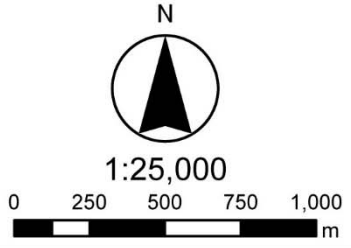


図 4.11-1  
景観調査地点

#### 4.11.2 予測・評価の方法

景観に係る予測、評価の方法は表4.11-3に、環境の保全に関する配慮方針は表4.11-4に示すとおりである。

表 4.11-3 予測・評価の方法（存在・供用：景観）

予測事項	造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響 （自然的景観資源の消滅のおそれの有無または改変の程度）	造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響 （造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度）
予測方法	本事業の計画と景観資源の調査結果との重ね合わせにより予測を行う。	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。
予測地域・地点	予測地域・地点は、調査地域・地点に準ずる。	
予測対象時期	供用時の進出企業の施設の完成後（植栽が安定した時期）とする。	
評価方法	<p>&lt;影響の回避・低減の観点&gt; 景観への影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する。</p> <p>&lt;基準、目標等との整合の観点&gt; 埼玉県景観計画及び埼玉県景観条例等に示されている景観の保全に係る方針や目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	

表 4.11-4 環境の保全に関する配慮方針（景観）

区分	環境の保全に関する配慮方針
造成地及び施設の存在に伴う景観資源への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。</li> <li>・圧迫感を与えないよう、高層建築物の設置は行わない。</li> </ul>
造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響	